

## 平成17年度第2回静岡県国民保護協議会

### 議 事 録

日 時 平成17年8月2日（火）午後3時30分から午後4時25分まで

場 所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」  
6階交流ホール

出席者 会長及び委員合計47名のうち43名が出席

（開始時刻 午後3時30分）

#### 副知事挨拶

みなさん、こんにちは。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま、司会の方から話がありましたとおり、会長の石川知事の公務が重なりました。私が会長の代理を務めたいと思いますので、是非よろしく御協力をお願いしたいと思います。

また今日は、御多用の中、本会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

6月6日の日に、第1回目のこの会合を開催いたしました。その席におきまして、計画作成に当たっての基本的考え方、更には、計画の構成及び計画の作成スケジュール等について御了解をいただいたところでございます。

その後、事務局におきまして作業を進めまして、本県の国民保護計画（案）のとりまとめをいたしました。委員の皆様にご報告するとともに、御意見をいただきたいと思ひまして、今回開催いたしました。

なお、本計画（案）の作成に当たりましては、あらかじめ国、市町、消防本部、指定公共機関及び指定地方公共機関等に意見をいただきまして、その意見を踏まえて作成したものであります。

また、本日、この計画（案）を皆様方に御審議いただいた後には、パブリックコメントを実施いたしまして、広く県民からの意見もいただく予定としております。

また一方では、御案内のとおり先月7日に発生したロンドンの大規模爆破テロ、またホテルで発生したエジプトの爆弾テロ等、いつ起こるかわからないテロが実際に世界各国で起きております。

本県においても、テロ災害対策本部を立ち上げまして、情報収集の徹底等、迅速な対応を図ったところであります。

仮に、静岡県で発生すれば、現在検討をいただいている本県国民保護計画により対応する場面も考えられますので、こうしたことを踏まえ、委員の皆様から御意見をいただき、計画に反映したいと考えておりますので、御審議をよろしく申し上げます。

## 議事録署名人の指名

＜会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事＞

静岡県国民保護協議会運営要領第4条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

国土交通省静岡地方気象台長	鉢嶺 猛 委員
社団法人静岡県エルピーガス協会長	藤原 明 委員

## 議 事

### 諮問事項

## 静岡県国民保護計画（案）について

（資料 静岡県国民保護計画（案）の概要、静岡県国民保護計画（案））

＜曾田尚寿 県防災政策室副参事＞

静岡県国民保護計画（案）について、説明いたします。

皆様方のお手元に静岡県国民保護計画（案）概要という資料と静岡県国民保護計画（案）という資料の二つの資料があると思います。

まず県国民保護計画（案）概要でございますが、これにつきましては、計画（案）のポイントを簡単にまとめてございますので、皆様方にはこれを参考にして御覧いただければと思います。

では本日の説明につきましては、厚い方の県国民保護計画（案）に従いまして説明をいたします。

では、1 ページをお開きください。「第1編 総論」となります。

この総論の中には県の責務、基本方針など、この計画全体に関係すること、

また、県と一緒に国民保護措置を実施していただく国、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務あるいは事務の内容、さらに、県計画を理解するうえで必要となります県内の地理的あるいは社会的特徴及び県計画が対象といたします武力攻撃事態及び緊急処理事態について定めております。

では、この中から主な内容について具体的に御説明します。

このページの上の方に県の責務がございます。県は国民保護法、国民保護に関する基本指針、そして県が今から作ります県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することとしました。この責務を全うするために、以下の各章において具体的に必要な内容を盛り込んだところでございます。

3ページをお開きください。国民保護措置に関する基本方針でございます。このところに（1）基本的人権の尊重から次のページの（8）国民保護措置に従事する者等の安全の確保まで、8つの重要な点について留意事項として定めております。そしてこれらの留意事項を基に、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とするということを明記しました。この内容につきましては、前回の第1回国民保護協議会において基本的考え方として御了解いただいた内容を改めてこのところに明記することによりまして、県の国民保護計画の基本的考え方を示すことにしております。

その3ページの下の方ですが、（6）のところ、国、県、市町だけでなく指定公共機関、指定地方公共機関が一緒になって国民保護措置の実施をしていただくわけでありませども、そのときにそれぞれの機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮について具体的に盛り込んでおります。県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するというものを盛り込んでおります。また、全ての指定公共機関、指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法につきましては、それぞれの機関において自主的に判断するものであることに特に注意をしてこの計画を定めていくことを盛り込みました。

5ページをお開きください。国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、関係機関のそれぞれの業務を明らかにして的確な対応をすることが必要になります。5ページの（1）県の業務としてこの1～11の業務を示しております。市町につきましては、（2）のところに示させていただいております。

6ページのところには、指定地方行政機関の役割について具体的な内容として示させていただいております。

7ページにつきましては、指定公共機関、指定地方公共機関でございますけれども、具体的な機関名ではなく、機関の区分毎の事務の内容を示させていただいております。これにつきましては県内に出先といいますか支分部局が無い、というような機関であっても、県の国民保護の関係で色々御助力、御助言をいただくということ等ございますので、具体的な明記をしないで色々なところに御相談いただけるようにしました。

なお、これらの関係機関の連絡等一覧表につきましては、別に資料として作成いたします。

15ページをお開きください。静岡県国民保護計画で対象とする事態は、武力攻撃事態についての4類型、緊急処理事態についての2分類を対象といたします。武力攻撃事態につきましては、15ページに着上陸侵攻、そして下の方にゲリラや特殊部隊による攻撃、そして16ページに弾道ミサイル攻撃、そしてその下に航空攻撃の4類型を示しております。この中のうち特に可能性が高いといわれておりますゲリラや特殊部隊の攻撃と、もう一つ弾道ミサイルによる攻撃について具体的に説明します。

15ページの下のところゲリラや特殊部隊による攻撃というものがありますが、その特徴といたしましては、事前にその活動を予測あるいは察知できず突発的に被害が生じてしまう。また、その攻撃目標が都市部の政治経済の中核あるいは鉄道、橋りょう、ダム、原子力発電所などが狙われやすいということで注意が必要である。被害につきましては、比較的狭い範囲で発生するというのが一般的であります。その攻撃目標とされる種類によっては、実質的被害の増大が予想されます。例えば、原子力発電所が攻撃された場合には、被害の範囲がかなり拡大するおそれもあります。

次に弾道ミサイル攻撃の場合ですが、発射の兆候を事前に察知した場合、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、発射された時の弾頭の中にどのような内容のものが入っているのか、通常のものなのか、NBCのものが入っているのか、特定するのが困難であり、その内容によりまして対応が大きく異なってくるのが特徴になります。そしてもう一つ、弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されますので、住民避難としましては、まず屋内への避難が中心になるだろうということが特徴になると思います。

18ページをお開きください。緊急処理事態への対処でございます。県としては18ページの下段でございます攻撃対象施設等による分類としてその中の一つに危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃、具体的には原子力発電所とか石油コンビナート、ガス貯蔵施設等への爆破が考えられます。その特徴としましては、19ページの上段のところ記載しております。具体的には、

原子力発電所が攻撃を受けた場合には、大量の放射性物質等が放出されますので、周辺住民が被ばくする。またダムが破壊された場合には、下流に及ぼす影響が非常に大きい等の特徴を持っております。次に多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃であります。この特徴としましては爆発による人的被害が発生し、もしくは施設等が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなるということで、例えば、ニューヨークの同時多発テロなどが一つの大きな例になると思います。

その次に攻撃手段による分類でございます。多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃ということで放射能の拡散、あるいは生物剤とか化学剤の大量散布による事態が考えられます。また、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃としては、航空機による自爆テロなどが考えられます。これらの内容につきましては、19ページの中段に記載させていただいております。

次に20ページをお開きください。「第2編 平素からの備えや予防」のことにについて記載しております。ここの中におきましては、平素において、県の情報収集体制の整備、国民の避難や救援に関すること。あらかじめ、準備あるいは整備、把握しておくべき事項を明らかにしていくこと。関係機関との連携あるいは通信の確保、安否情報の収集整理のための体制づくり、物資及び資材の備蓄について定めております。

20ページの真ん中のところに24時間即応体制の確立があります。情報を如何に早く的確に収集するかがポイントとなりますので、県は武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保することにしております。現在、防災においても24時間即応体制を敷いておりますが、これに準じて具体的に検討していきたいと考えております。

22ページをお開きください。市町及び指定地方公共機関の組織の整備等についてであります。市町におきましても、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする記載させていただき、県に準じた対応をお願いしたいと考えております。また、指定地方公共機関におきましても国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置あるいは国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備をお願いしたいと考えております。

次に32ページをお開きください。県は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行ってまいります。特に訓練に当たりましては、国民保護措置における訓練と防災のための訓練、

例えば収容施設の運営とか避難住民への炊き出し等の訓練とかかなり共通するあるいは相互に応用できる訓練もございますので、これらの国民保護訓練の実施に当たっては、防災訓練と有機的な連携をさせるよう配慮するとして基本的な考え方を盛り込みました。

次に36ページをお開きください。避難施設の指定でございます。避難施設の指定につきましては、知事が都市化の状況、人口の区分、防災のために現在指定されております避難場所等を踏まえ、市町と連携しながら避難施設の指定を行っていきます。この際に、指定に当たっての留意事項を具体的に36ページの下の方に記載しております。また、内容としましては、国民保護の場合、爆弾、ミサイル等による爆風のことがございますので、こういうものに耐えられるよう一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮しております。また都市部においては準地下街や、静岡で言いますとエキパのような公営地下駐車場などについても必要に応じて指定できるように配慮しております。また、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定する。また、当然のことですが危険物の取り扱い施設等の危険な場所の近くには指定しないということなど留意事項を明らかにしました。

次に39ページをお開きください。生活関連等施設の把握でございます。県は、テロ等の攻撃対象となりやすい生活関連等施設について、具体的にその施設についての区分を明らかにしました。39ページの①から⑳まで、発電所、変電所から毒性物質を取扱う施設について、生活関連等施設として明示させていただくとともに、これらの施設についての名称、所在地等の具体的な内容については、自ら保有する情報とともに国によって把握しているものが多いものですから、国による情報提供に基づいてあらかじめ把握、整理していく考えを盛り込みました。

40ページをお開きください。知事は、生活関連等施設の管理者に対して、生活関連等施設に該当する旨及び国が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知します。安全確保の留意点につきましては、来年の3月までには国が通知すると聞いておりますので、通知があり次第、関係機関の方に通知するとともに、生活関連等施設の管理者に対してその留意点について周知するように努めてまいります。

42ページをお開きください。物資及び資材の備蓄、整備でございます。住民の避難や避難住民の救援に必要な物資及び資材につきましては、防災に必要な物資及び資財と共通するものがかなり多いということから、原則として相互に兼ねるという基本的な考え方を明らかにしました。特に必要となる化学防護服とか放射線測定装置のような特殊なものについては、国がその整備や整備の促進に努めるものとされています。また、安定ヨウ素剤とか天然痘ワクチンの

ような特殊な薬剤についても国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられますので、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備を行うこととされており、国の整備の状況等を踏まえ対応していきたいと考えております。

また、42ページの下段、市町及び指定地方公共機関における物資等の備蓄の関係でございます。市町長及び指定地方公共機関につきましては、国民保護措置の実施のため、自ら国民保護措置の実施の為に必要な備蓄等について整備するとともに、防災の備蓄と相互に兼ねることが可能ですので、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所等について、あらかじめ十分な把握に努めていただきたいとの内容を盛り込みました。

次に44ページをお開きください。「第3編 武力攻撃事態等への対処」でございます。このところにつきましては、武力攻撃事態における国民保護対策本部の設置あるいは警報、避難のための具体的な指示、救援などの対応等のほか、指定公共機関及び指定地方公共機関による警報の放送、避難住民の運送、医療の実施、電気、ガス事業者による電気、ガスの安定的な供給、住民の避難誘導のための交通規制等について盛り込んでおります。まず、44ページの上段、初動連絡体制の迅速な確立です。

国民保護対策本部は、国において武力攻撃事態の認定が行われ、県対策本部を設置すべき指定が県にあった時に初めて設置できます。そのため国の方でまだ事態認定がされる前の対応につきましては、この国民保護法の中には明記されておりません。しかしながら、県内において多数の人を殺傷する行為が発生したり、おそれを事前に把握した場合には、的確かつ迅速に対応するため事前配備態勢をとることとします。現在、防災においても事前配備態勢をとっておりますが、それに準じたような対応を万が一の時にも対応できるよう考えております。

次に46ページをお開きください。ここでは県国民保護対策本部を設置する場合について具体的な手順を定めさせていただきました。真ん中のところでは、本部の代替機能の確保について盛り込みました。例えば、県対策本部を県庁に設置するわけですが、テロ等において被災し、県庁内に設置できない場合においては、東部総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎をそれぞれ予備施設として指定します。そして現実的な武力攻撃災害の場所等、発生を場所等を勘案し、その具体的な予備施設を決定していきたいと考えております。次に県国民保護対策本部の組織、所掌事務につきましては、現在防災でやっております災害対策本部運営要領のイメージで具体的な組織あるいは事務分掌について検討していきたいと考えております。

52ページをお開きください。自主防災組織に対する支援でございます。自主防災組織による自発的な警報の伝達あるいは避難住民の誘導等につきましては、県としても期待しているところでございます。適切な情報の提供とかあるいは活動に対する資機材の提供等により必要な支援を行うことを盛り込みました。また、ボランティアへの支援については、ボランティアの受付あるいは活動場所の斡旋のほか、ボランティア活動の安全の確保のため、被災者の状況等の情報について、適切に提供することとしております。

53ページをお開きください。警報の通知でございます。警報の通知につきましては、知事は総務大臣から警報の通知を受けた時には、直ちにその内容を市町長、公安委員会あるいは指定地方公共機関、その他の関係機関に通知します。その通知を受けまして実際に伝達を行う市町長の警報伝達の方法について、下段のところに具体的に記載しました。

市町長は知事から警報の通知を受けた時には、それを住民等に伝達するものとします。具体的な伝達の基準につきましては、「武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域」例えば自分の市町の区域がそういう武力攻撃災害の範囲になっている場合には、同報系防災行政無線により国が定めたサイレン音があるのですが、そのサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知すると具体的に盛り込みました。この場合、警報の通知に際して報道事業者である指定地方公共機関は、当該放送の通知を受けたときには国民保護業務計画で定めるところにより速やかに放送をしていただくこととします。この場合、伝えるべき警報の内容は正確さを損なわない範囲において放送の方法については放送事業者の自主的な判断に委ねるものとしました。この内容につきましてはこの警報だけでなく、緊急通報、避難の実施の放送についても盛り込むこととしています。

56ページをお開きください。避難の指示でございます。知事は、国の対策本部長による避難措置の指示を受けあるいは通知を受けたときには、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、その他関係機関に通知します。具体的な内容としましては、56ページの真ん中のところに書いてございますが、知事は県内が要避難地域すなわち武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域を含んでいる場合には、直ちに住民に対して避難の指示をします。避難先地域を管轄する、すなわち避難所の設置等の必要性のある地域を管轄する場合には、避難施設の開設や救援の準備等受け入れの為の準備を行います。

63ページをお開きください。実際に市町長は住民の避難誘導を行う際には避難実施要領を作成するわけですが、作成に当たっては、県、県警察等関係機関の意見を聞いて直ちに作成することになります。避難実施要領に定める

べき具体的な内容につきましては、避難の経路、避難の手段あるいは住民避難の誘導に関しての実施方法などをここに盛り込むことにしております。中段以降に避難実施要領に定める際の主な留意点を盛り込みました。特に留意事項⑥ですが、避難の手段及び避難の経路について具体的に書くということ。⑦では避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう市町の職員、消防職員あるいは消防団員の配置及び具体的な担当業務等を明示するとともに、その連絡先等を具体的に盛り込むこととしたいと考えております。また⑧では、高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導について円滑に行うため、これらの者への対応方法を具体的に盛り込むこととしました。

65ページをお開きください。救援の実施でございます。国民保護につきましては真ん中の①から⑩、収容施設の供与、炊き出しから⑪までの業務について、救援の内容として県として対応することとしております。基本的には災害救助法における救助の内容に準じております。(2)市町長への委任ですが、救援につきましては国民保護法によりまして知事が行うことと法律上定められております。救援につきましては、現在の自然災害における避難住民を救助する仕組みがうまく行われているということもございまして、この市町による救助システムを国民保護においても生かすことが円滑に救援を実施できると考えられますことから、国民保護法第76条第1項に委任する規定がございまして、市町長に救援の実施に関する事務を委任することとしたいと考えております。政令指定都市については、自ら県と同じように救援の事務を行うこととなりますので、政令指定都市については除外させていただきますが、その他の市町長につきましては委任させていただきたいと考えております。本日の皆様方の意見を踏まえまして、8月中旬以降に各市町説明会を開かせていただきまして御説明し、御理解いただきたいと考えております。また、下段のところ(3)市町長への支援ということで、知事は救援を行うに当たって必要となる食料、飲料水、医療等の提供などにおいて市町長では対応が難しい場合に必要な支援を行うとして、その具体的な内容を盛り込んでおります。

69ページをお開きください。救援の際の物資の売り渡し要請でございます。国民の基本的な人権を公共の利益のために制限を加えるものでございますので、その要請方法あるいは要請に当たっての相手方、収用等の手続きについて明確に盛り込みました。(1)物資の売渡しの要請等につきましては、知事は救援を行うため必要があると認めるときは必要な物資の所有者に対しその売渡しを要請することができる。そしてこの場合、所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り収用することができる。具体的に盛り込みました。

70ページをお開きください。(2)土地等の使用であります、これも先程

の物資等と同じように収容施設あるいは医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため必要がある場合については同意を求め、そして正当な理由がなく同意が得られない時には、特に必要があると認められるときに限り、その使用することができることを明記しました。

一番下、下段のところを御覧ください。(5) 医療の実施の要請等でございます。知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療機関に対してその場所、期間その他必要な事項を書面で示して医療を行うよう要請することができます。この場合におきまして、71ページですが、知事は医療関係者に医療を行うよう要請したり、医療を行うべきことを指示する時には医療関係者の安全の確保に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることを盛り込みました。

72ページをお開きください。安否情報の収集でございます。県は、市町から報告された安否情報を整理するほか、自らが収集した安否情報等に基づき必要な対応を図っていくこととしております。また、安否情報について国民の方々からの照会に対して回答することが必要となってくるので、県としましては新たに県国民保護対策本部にこれら安否情報についての対応する相談窓口を設置するとともに、照会への回答について特に判断を要するものもありませんので、安否情報責任者という立場の者を配置し適切な対応を図りたいと考えております。

78ページをお開きください。生活関連等施設のうち特に対応が難しい武力攻撃原子力災害の対処について記載しました。県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力対策編）に準じた措置を講ずることを明記させていただきました。具体的な対処としましては、知事は放射性物資等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力発電所から受けたときあるいは国の方の機関から通知を受けたときは、あらかじめ定めた方法により、周辺の市町長、関係指定地方公共機関に連絡するとともに、自らそういうおそれがある通報を受けたときには、平常時モニタリングを強化するとともに、さらに国が応急対策の実施にかかる公示を行った旨の通知を受けた場合については、緊急時モニタリングを実施することとしております。

79ページをお開きください。住民の避難等の措置でございます。知事は、基本的には国の対策本部長による専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示に基づいて、住民に対し避難の指示を行いますが、知事は、原子力事業者からの通報の内容あるいは先程説明しましたモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがないと認めるときには、その判

断により自ら緊急通報を発令したりあるいは退避の指示などを命ずることを盛り込みました。

次に80ページをお開きください。NBC攻撃による災害への対処です。これに対する県の基本的考え方としましては、国の対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について必要な情報を入手するとともに、当該の方針に基づき所要の措置を講ずることとしております。

具体的に県として実施する内容としましては、NBC攻撃が行われたその現場、その影響を受けることが予想される地域の住民に対して緊急措置として緊急通報を発令したり、退避の指示をしたり、場合によっては警戒区域の設定を行うことを盛り込みました。

84ページをお開きください。消防等に関する措置等でございます。消防機関等との連携といたしまして、県は消防機関が武力攻撃災害を防除あるいは軽減するため、円滑な消火・救急・救助等の活動が行うことができるよう消防機関と緊密な連携を図っていきます。また、(2)のところでは知事は武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して所要の武力攻撃災害の防御に対する措置を講ずべきことを指示することができることと規定しております。これは、消防組織法の特例として、国民保護法の中で新たに規定された内容でございます。

91ページをお開きください。交通規制の関係でございます。武力攻撃事態において国民保護措置が的確かつ迅速に行われるようにするため必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止したり、或いは制限するなど緊急交通路の確保に当たることといたしました。具体的な緊急交通路の確保のための措置としましては、下段に具体的な措置を盛り込みました。

99ページをお開きください。国民保護措置に要した費用の支弁等についてであります。国民保護措置の実施のために行った住民の避難、救援、武力攻撃災害の対処に要する費用については国が負担することとされておりますので、県としましては、県が支弁したものに対しては国に対して請求を行うこととなります。又、県は救援の為に物資の収用あるいは救援のために土地の使用させていただいた時などには損失補償を実施します。また、県の要請や指示に従って医療を行っていただいた医療関係者に対しては、その実費を弁償するとともに、県による要請を受けて住民避難の誘導とか救援の業務に協力した人が負傷したりあるいは死亡した場合については、その損害を補償することとしております。

次のページをお開きください。総合調整及び指示に係る損失の補てんについてであります。県は国民保護措置の実施に関し、県国民保護対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときはその損失を補てんすることを明らかにしております。

101ページをお開きください。「緊急対処事態への対処」でございます。緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態への対処に準じて対応を行うという基本的な考え方を明らかにしました。具体的には緊急対処事態における警報につきましては、通知及び伝達の対象となる地域が具体的にその必要となる場所に限定されますので、地域を限定して通知することにしております。以上で説明を終わります。

## 質疑応答

### (委員)

市町に対しては、県が計画について説明するというお話でしたけども、これは計画を決定するためにきちんとお願いしたいと思うところでもありますのでよろしくお願いします。

### (会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

担当の方で説明をしましたがけれども、県計画についての説明を市町に対して行ってほしいというのは当たり前の話だと思います。御意見はよくわかりましたので、その様にさせていただきたいと思います。

### (曾田尚寿 県防災政策室副参事)

市町の説明会につきましては、8月の18日、19日、23日、24日に県内4カ所におきまして説明会を開催し、具体的に説明したいと考えております。

### (委員 杉山栄一 静岡県防災局長)

今のお話に関連してですけれども、第1回目の協議会の後も各市町の皆様に県計画案の御説明をしました。今回、具体的に各市あるいは町にお願いしなければならない業務を相当程度計画の中に盛り込みました。そういったこともご

ございますのでそれについての御理解をいただくことも含めまして、全市町に御説明をし、齟齬の無い計画にしたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

#### (委員)

立入禁止区域と警戒区域の目的と根拠、違いを教えてくださいたいと思います。7章は当庁に関係しておりますのでお聞きしたいのですが、まず立入制限区域が必要であれば、当庁にお願いすると記載されている。それと警戒区域については目的が書いてありますけども、どういう目的であるのかなということで、警戒区域はそもそも知事が設定できるという感じで書いてありまして、その次に必要であれば海上保安庁に要請するというのも書いてありまして、目的をもう少し明確にさせていただきたいということ。海上保安庁で警戒区域という言葉がちょっとすっきりしないので、私も上部機関とちょっと相談してみないといけないかもしれませんのでとりあえず違いを教えてくださいたいと思います。

#### (曾田尚寿 県防災政策室副参事)

警戒区域と立入制限区域につきましては、同じような表現になっておりますけども、基本的に立入制限区域は、武力攻撃災害に伴いその生活関連等施設の安全確保の観点から周辺を立入制限するというような意味合いになります。また、警戒区域につきましては、反対に個別の施設ではなくて広い範囲で警戒区域を設け、そこに武力攻撃災害への対処を行う者以外の者の出入り等を制限する。どちらかといえば、立入制限は施設が特定されるというような内容になります。あと、海上における警戒区域の設定につきましては、海上においても当然不審者等、場合によりますと一般の人達の出入りも考えられますので、それについての対応を記載させていただくということになります。

#### (会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

いずれにしろこれからまだ計画をつめていくわけですので、御疑問やこうした方がいいという話がございますれば、今日伺っておいてそれを次の作業に取り入れるということにしたいと思っておりますので、何でもよろしいので御意見がございましたらいただきたいと思います。

#### (委員 杉山栄一 静岡県防災局長)

事務局を預かっている者ですけども、鳥取県と福井県の国民保護計画が先般、閣議決定されました。それから埼玉県が国と協議をしているという状況になっ

ております。そういった状況の中で、国において今年の11月だと思いきけども福井県を対象に国民保護の関係の訓練を実施することになっております。我々は、そういったものを参考にしながら、計画の中に具体的に盛り込むべきものがあれば取り入れていきたいなと思っております。他県との協力も相当程度、広域避難の場合にはあり得るということもございませので、隣接県との協議等もこれから行いながら、計画作成に努めていきたいと思っておりますので御報告をしたいと思っております。

**(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)**

これからの予定を、先程事務局の方から説明しましたけども、市町にこれから説明をして御意見をいただくということと併せまして、広く一般県民の方にも御意見をいただくということでパブリックコメントを実施しまして、次回、この会合を11月頃に開催したいと考えております。日時につきましては後ほど確定したところで御案内を差し上げますけども、年内にもう1回この会合を開かせていただきまして、その結果で成案をまとめていきたいと、こんなふうと考えております。

**(曾田尚寿 県防災政策室副参事)**

今後のスケジュールについて、簡単に説明いたします。先程、副知事の方から御説明いただきましたように、11月に第3回の協議会をさせていただきまして、ほぼ成案に近いものを検討させていただきたいと考えております。その後、国の方と事前協議を行いまして、国の方との調整を行った後に第4回の国民保護協議会を来年の1月の下旬に行い、最終という形にさせていただきたいと思っております。その後、こちらで最終的に御答申いただきました内容を受けまして国と本協議をしまして、閣議決定の後に県の方で計画を決定し、その後、関係市町長あるいは関係指定公共機関、指定地方公共機関の方にその内容について通知させていただくとともに、県民に公表したいと考えております。

**<会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事>**

だいたい今日の御意見は伺いました。ありがとうございました。

本日いただいた御意見を参考にしながら、パブリックコメントなど広く県民からの意見をいただく予定としております。

また、随時お気づきの点がございましたら、事務局まで御意見をいただければと思います。

それでは以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

(議事終了 午後4時25分)

平成17年度第2回静岡県国民保護協議会の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成17年 月 日

(議事録署名人)

委員 (国土交通省静岡地方気象台長)

印

委員 (社団法人静岡県エルピーガス協会長)

印